

静岡県立大学情報センター規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 38 号
改正 平成 23 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県立大学学則第 7 条の規定に基づき、静岡県立大学情報センター（以下「情報センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 情報センターは、情報システムを活用した教育、研究の活性化及び事務システムの管理、運用並びに産学連携などによる地域貢献を促進するための事業を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 情報センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報システム、各種ソフトウェア及びデータベース等の管理に関すること。
- (2) 研究のための情報システムの利用に関すること。
- (3) 情報リテラシー教育における情報システムの利用に関すること。
- (4) 学外情報通信ネットワークとの連携及びサービスの提供に関すること。
- (5) 情報システム及び学内ネットワークの利用に関し、利用者に対する技術指導及び助言並びに利用に必要なサービスの提供に関すること。
- (6) 公立大学協会情報部会に関すること。
- (7) その他情報センターの目的を達成するために必要な業務。

(組織)

第 4 条 情報センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター教員
- (3) センター職員

(センター長)

第 5 条 センター長は、静岡県立大学の教授をもって充て、学長が選考し、理事長が任命する。

- 2 センター長は、情報センターに関することを統括する。
- 3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(センター教員)

第 6 条 センター教員は、各部局及び短期大学の教授、准教授、専任講師、助教又は助手のうちから、センター長の推挙により、学長が選考し、理事長が任命する。

- 2 センター教員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 センター教員は、センター長の職務を補佐し、センターの業務を処理する。

(センター職員)

第 7 条 センター職員は、センターの業務に従事する。

- 2 センター職員は当分の間、事務局総務室情報スタッフ職員を充てる。

(運営委員会)

第 8 条 センターの実務的運営を円滑にするため、運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(教育研究審議会への報告)

第 9 条 センター長は、毎年度、センターの活動状況について、報告書を作成し、3 月 31 日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。